

平成 2 0 年 3 月 6 日 (木曜日) 第 1 回定例会

出席議員 (1 8 名)

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	1 0 番	柏 倉 信 一	議員
1 1 番	鈴 木 賢 也	議員	1 2 番	松 田 孝	議員
1 3 番	新 宮 征 一	議員	1 4 番	高 橋 勝 文	議員
1 5 番	佐 藤 暘 子	議員	1 6 番	川 越 孝 男	議員
1 7 番	那 須 稔	議員	1 8 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 副 市 長	
安孫子 勝 一 収 入 役	大 沼 保 義 教 育 委 員 長	
片 桐 久 之 選 挙 管 理 委 員 会 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長	
那 須 義 行 総 務 課 長 (併)	片 桐 久 志 総 合 政 策 課 長	
秋 場 元 選 挙 管 理 委 員 会 長	菅 野 英 行 総 合 政 策 課 行 財	
尾 形 清 一 総 務 事 務 局 長	熊 谷 英 昭 政 改 革 推 進 室 長	
布 施 崇 一 総 合 政 策 課 長	柏 倉 隆 夫 税 務 課 長	
犬 飼 弘 一 企 業 推 進 室 長	犬 飼 一 好 建 設 課 長	
佐 藤 昭 一 市 民 生 活 課 長	安孫子 政 一 花 緑 世 せ ら ぎ	
有 川 洋 一 建 設 課 長	斎 藤 健 一 推 進 課 長	
鈴木 英 雄 都 市 整 備 室 長	荒 川 貴 久 農 林 課 長	
今 野 要 一 下 水 道 課 長	芳 賀 友 幸 健 康 福 祉 課 長	
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	高 橋 利 昌 水 道 事 業 所 長	
工 藤 恒 雄 会 計 課 長	安孫子 雅 美 教 育 長	
兼 子 良 一 病 院 事 務 長	清 野 健 学 校 教 育 課	
		指 導 推 進 室 長
		監 査 委 員
		農 業 委 員 会 長
		事 務 局 長

事務局職員出席者

鹿 間 康 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
渡 辺 秀 行 総 務 主 査	大 沼 秀 彦 総 務 係 長

議事日程第2号

平成20年3月6日(木曜日)

第1回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 質疑

” 2 予算特別委員会設置

” 3 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第 1、これより質疑に入ります。

議第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 議長、全部、表 1 も 2 も 3 もみな、歳入も歳出も全部一緒でするんですか。全部一緒ですか。

伊藤忠男議長 歳入ありますか。

川越孝男議員 歳入も、全部絡んでもあります。

伊藤忠男議長 歳出も絡みますか。

川越孝男議員 歳出も、あと第 2 表もあります。

伊藤忠男議長 結構です。

川越孝男議員 まず一つは、前に財政計画なども示されて、そして今回 20 年度の当初予算が提案されたわけでありましてけれども、大きく予算をめぐる、財政をめぐる環境が変わっていますので、一つお尋ねをしたいのですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の四つの指標があるわけでありましてけれども、これは一般会計に限らず、普通会計、特別会計、企業会計、全部なるわけでありましてけれども、全部関連するんですね、予算も。したがって、そういう意味でこの今回の当初予算、これでいきますというとそれぞれの指標の数値はどのようになるのかお聞かせをいただきたいと思います。前に財政計画は示されていますけれども、あれとは中身的に、具体的に予算になっていますので変わっていますので、これを教えていただきたいというのが一つです。

そしてその際、四つというのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これらがどういうふうになるのか、このままでいった場合。そしてその際、その四つの分母と分子の数値を教えていただきたいというのが一つです。

それから、二つ目ですけれども、全体にかかわるわけでありましてけれども、前に議場で「障がい者」、「害」という字を害虫の害、被害の害というこの字を使っておったわけですから、それは非常に人権に問題あるというふうなことで、「害」という部分を平仮名にすべきだという議会で提案がありました。そして、今回の市長の施政方針の文書を見ますというと、平仮名で「がい」となっているんですね。ところが、予算書の中身を見ますというと、漢字が使われています。

しかし、山形県でもその「障がい」、平仮名の「がい」、「障がい者」、平仮名の「がい者」の表記の使用についてということできちっとした基準があります。しかし、寒河江市の場合、もちろん法律や何かで漢字に使われているやつは平仮名に直せないやつあるわけでありましてけれども、そういう部分の基準というか、どのようになっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それは数字的なものでなくて、予算書全体を通じてのものであります。特に福祉関係や教育の関係、一番配慮すべきところにも平仮名の「がい」でなくて全部漢字使われているというふうなことなどもありますので、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、予算書のページ、3款になりますけれども、68、69ページ、監査委員の方でありますけれども、初日の監査委員の選任の審議の中で、総合政策課長が監査委員になっても職務上の支障や問題はないというふうに答弁されました。しかし、監査執行上の除斥を定めた地方自治法第199条の2や、その実例も示されているわけでありましてけれども、それらに照らして問題はないのかどうか改めてお尋ねをしたいと思います。

それから、三つ目でありますけれども、第2表、木の下区画整理組合の借入金に対する損失補償3億円が提案されていますけれども、この3億円は財政健全化法の指標の算定基礎に入るのかどうかお聞かせをいただきたいと思います。

それから、同じこの債務負担行為の中でありましてけれども、市町村からは法人の債務保証はしてはならないという法律があるわけでありましてけれども、したがって、損失補償はできますけれども、そういうふうなことからすれば、この2表の表現「組合の借入金に対する損失補償」というのではなくて、「組合への融資に対する損失補償」というふうにした方が、極めて日本語としても、あるいは区画整理組合に対して金融機関が融資をして、そして組合の方から払えなくなったという場合で、組合の側からすれば損失でなくて債務になるわけです。したがって、実際は融資した金融機関が組合からお金をもらえない状態が発生した場合に、金融機関に対して市が払うという、補償するというふうなことでありますので、そういうふうにした方が日本語としても極めてわかりやすいのではないかなというふうに思いますけれども、このことについての御見解をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、大きく三つお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 すみません。川越議員、今最後の文章をもう一度お願いできますか。

川越孝男議員 8ページの第2表債務負担行為、その下の方です。「木の下土地区画整理組合の借入金に対する損失補償」というふうになっていますけれども、ここを、「木の下土地区画整理組合への融資に対する損失補償」というふうにした方がわかるのではないかなというふうなことで、見解をお聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 ありがとうございます。財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 お答えいたします。

まず最初の、健全化法の四つの指標でございますが、一つの実質赤字比率については、寒河江市は

赤字は出ておりませんので0%になります。それから連結実質赤字比率、これについても、特別会計とか企業会計を含めたものになりますけれども、これについても0%の見込みです。

それから、実質公債費比率ですが、19年度で23.3%でありまして、20年度の予想ですが23.6%になる見込みです。ただ、その数値の計算の仕方については、前3カ年の平均になりますので、3カ年の数値を足して3で割った数値というふうになります。

それから、将来負担比率でございますが、これについてはまだ国の方の健全化法に係る規則が出ておりませんので、詳細についてはまだはっきりわからないんですが、仮に今政令等で示されている部分についてすべて含めたというふうに仮定して、入れたとしましても、早期健全化基準の350%、これ以内にとどまる見込みでございます。

それから、木の下の方の区画整理に対する損失補償の件ですが、これが四つの指標の中に入るのかということですが、今申しあげた四つの指標のうちの将来負担比率に入るものというふうに認識しております。

あと、2表の表現の仕方がありますが、今議員がおっしゃられた表現の方法もありますけれども、今回の設定についてはこれまでの例に基づいて表現してきたわけですが、どういう表現がより適切なのか、その辺については今後の設定に向けて勉強してまいりたいというふうに思っております。伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 それでは、初めに、障害者の表記についてお答え申し上げたいと思います。

一番、市の事務執行の場合基本となるのは、法律、条例等に従って執行するということになります。そういうことから、一番基本となる法律がいまだに表意文字の「障害者」、いわゆる漢字を使っております。そういうことから、いわゆる事務執行上の正式な文書等はすべて法律に基づいておりますので、いわゆる表意文字、漢字を使った「障害者」を使用することになります。

ただ、いわゆる福祉の現場におきましてといいますか、特に福祉等の現場におきまして、パンフレットその他で施策説明をする際等については、そういうやさしい表現といいますか、相手にとってわかりやすくやさしい表現を使った方がいいような場合には、現場では表音文字である「障がい者」ということで使用するような形にしております。

ただ、基本はあくまでも、表音文字はわからなくなりますので表意文字、いわゆる漢字が一つの言葉としての意味をなすということが基本になりますので、法律の方が変わらないうちは基本的にはすべてをそのような形で使用するような形にはならないかと思っております。そういうようなことで今運用しております。

それから、監査委員の関係ですけれども、今御指摘のとおり、自治法の中に監査委員の除斥、監査執行上の除斥ということで199条の2に規定があるわけでありまして。当然これに該当するものについては、具体的にその際に判別をして監査をするということになります。監査委員は二人おりますので、そういうことで、そういう場合にも監査の執行上は支障はないというふうに今のところは考えております。以上です。

伊藤忠男議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 指標の関係ですけれども、それぞれ四つのことはわかりました。したがって、特に4番目の350%以内だということに言われましたけれども、分母と分子の数字を教えてくださいというふうをお願いしたんです。

そして、もちろん室長の答弁でもありましたけれども、はっきりどこまで入れるかというのが極めて今流動的というか、はっきりしない部分あります。

私どもこの前仙台で研修受けたときには、マイナスという負の部分は計数をみな積み上げてというふうなことを言われたわけでありますけれども、この前財務室長ともいろいろ話しして、例えば開発公社の債務負担なんていうのは、どうなるんだべねという話がありました。大幅な黒字ありますけれども、そういうふうな部分で、実際開発公社だって簿価なのか実勢価格なのかというので、億の銭なんかちょっと違ってくるといふような問題もありまして、そういうふうな部分で、350%以内というふうなことでありますので、分子と分母、分母と分子の数値を教えてくださいたいと思います。

それから、「障害者」というふうな部分の表記の使用の関係でありますけれども、今課長からわかりやすいように、もちろん法治国ですから法律や何かの部分というのはそうです。

県はこのように出しています。除外、平仮名を使わないものとして、法令名、法定の制度の名称、その他機関の名称など固有の名詞、人の状態をあらわすものでないもの、というふうなことになっています。それから、その理由としては、「障害」の「害」という漢字の表記については、害悪、公害などの負のイメージが強いため差別、偏見を助長するという考えがあり、障がいのある方々や御家族、関係団体の皆さんから、自分や家族を呼ぶのに対して「害」の字が使われていることに大変遺憾だと、残念だといふようなことが出されているというふうなことで、それに配慮した形の中でしています。

わかりやすいからとか何かでなくて、法律や何かはもちろん課長の言うとおりにしかたないけれども、こういうものをきちっと寒河江市でも基準的なものをつくって対応しないという、それぞれの課、係でなかなかまちまちだと大変なのかなというふうに思いましたので、ぜひ検討していただきたい。県のやつなどをも参考にさせていただいてやれば、非常に職員の皆さんもやりやすいのではないかとこのように思いますので、ぜひ受けとめていただきたいと思います。

それから、監査委員の関係でありますけれども、明らかに2名の監査委員がいるから大丈夫だといふふうなことでありますけれども、代表監査委員、そして、例えば企画調整にかかわる部分で住民から監査請求が出た場合には、代表監査委員がそれに入れないといふふうな形になります。そうした場合、議選の監査委員が1人で監査をしなければならぬ。そうしたときに、今度監査委員は合議制といふふうなことからすれば、1人で監査して、代表監査委員がいない中で監査してそれでまとめるという、1人の意見でまとめるということが制度上可能なかどうか、この点を再度お聞かせをいただきたいと思います。

あと、木の下の関係の債務負担行為については今後検討というようなことですので、ぜひ検討していただきたい、このことをお願いをしておきます。

以上、2問目です。

伊藤忠男議長 川越議員に忠告しておきます。財政課長ではありませんので、室長です。

川越孝男議員 失礼しました。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 将来負担比率の分子と分母ということがありましたので、お答えいたします。

分母につきましては、標準財政規模を基本として計算することになっておりまして、78億7,000万円というふうに見込んでおります。分子については、一般会計の地方債現在高227億3,000万円とか、

あるいは、一般会計以外の会計への繰出金関係の下水道とか、病院への繰出金関係の数値が138億円とかありますけれども、それらを全部足しますと、分子が227億2,000万円というふうに見込んでおります。先ほどの分母で割りますと、288.7%というふうに見ております。

ただ、先ほどもありました債務保証とか損失補償については具体的にどの部分を入れるかというのが出ておりませんので、仮に土地開発公社への債務保証37億円すべてを、それから木の下土地区画整理組合への損失補償3億円すべてを入れたとしましても、分子が267億2,000万円となりまして、350%以内というふうに見込んでいるところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 「障害者」の表記の原則は先ほど申しあげたとおりですが、いろいろ県とか他市町村等でいろいろ時代とともに変わってまいりますので、そういうことについては何もこだわるものではありませんので、いろいろ検討を進めたいと思います。

それから、監査委員の件であります。当然4月1日から総合政策課長が就任するというので、具体的には総合政策課にかかわる分の監査は除斥されるというふうな形になります。

ただ、監査委員制度そのものが複数の制度になっているのは、除斥の制度そのものが、本人ないしは自分の親族等のかかわる事件そのものは当然除斥になるわけです。そういうことから、そういう場合には残った1人の監査委員がすべて監査を代表すると。

あと代表監査委員の職務についても、代表監査委員がいろいろなことがあった場合には、当然職務代理的な形で他の監査委員が監査委員会を代表してすべて当たるわけありますので、そういうことについては何ら支障がないと、そういうような形の制度になっておるところであります。以上です。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 私、先ほどの質問の際に「財務室長」というところを間違えて「課長」と言いました。訂正させていただきます。

それから、監査の関係で、もちろん除斥になれば、2人のうち1人除斥になれば1人で監査するというようなことになりますけれども、合議制というふうなことからしても、1人でも意見書はみなまとめて差し支えないというふうに理解をしていいわけですね。その分だけ再度お答えをいただきたいというふうに思います。

あとは、予算特別委員会の中でお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 二つほど、お伺いをしたいと思います。

一つは、今川越議員からもありましたけれども、木の下土地区画整理の損失補償の点についてです。

この損失補償ということに至った経緯についてお伺いをしたいと思います。

それから、もう一つは、道路特定財源のことが今国会の中でも大きな争点になっておりますけれども、寒河江市の場合、道路特定財源というものがどのような形で入ってきているのか。そして幾らくらいになっているのかお伺いをしたいと思います。

伊藤忠男議長 都市整備室長。

犬飼弘一建設課都市整備室長 お答えいたします。

木の下損失補償の件についてでありますけれども、金融機関の方では、不良債権問題などから金融庁や農林水産省の資産の査定が大変厳しくなり、担保が十分でない個人や民間への融資については、

貸付額に見合う貸倒引当金を積み立てるように指導されているようであります。したがって、金融機関としてはその引当金は費用として計上され、収支が悪化する要因となることから貸し出しを渋る結果となり、区画整理組合では事業資金の融資を受けるのに大変苦慮している現状になっております。

このようなことで、木の下土地区画整理組合から市に対して損失補償の要望が出されており、また、組合に融資している市内の金融機関と農協の連名でも要望書が出されております。

市としましては、土地区画整理組合が資金の融資を受けられなければ、区画整理事業を遂行できなくなってしまうというふうなことから、組合をバックアップしていくために損失補償をしてまいりたいということでございます。以上です。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 道路特定財源がどういう形で入っているのかということでございますが、市の方には、自動車重量譲与税、これで、20年度予算で1億2,000万円を見込んでおります。それから地方道路譲与税、これについては4,000万円、それから自動車取得税交付金、これは6,800万円を20年度予算で見込んでおります。

それから、直接入る分ではないんですが、国の補助金という形で地方道路整備臨時交付金を予定しております。下釜山岸線の整備事業、それから西寒河江駅谷沢線の整備事業、これに係る補助金でございますが、1億7,545万円を20年度は予定しております。以上です。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 木の下のことについては、財源が不足して、財源が得られなくてその後の工事が進められないからということで損失補償を要求されたというようなことでございますけれども、この損失補償というのは、もしも万が一という場合の補償ということでされているのだというふうに思います。ですから、この万が一ということが起こらないという保証はないと思います。ですから、そうなった場合にどうするかという問題が一つあると思います。

それは、市民全体がそれを負担しなければならないという問題が出てくるというふうに思います。ですから、これは財源不足になって大変だということとはよくわかるんですけども、それでもそういう困った、困ったということが起こって次々とそういうことをしてしまったのでは、今回このようにして前例をつくってしまったということになれば、後々までそう事態が発生してくるのではないかと、いうふうに思うわけです。

ですから、やっぱりこれは組合自体が努力をするとともに、市でもそれを、保留地をまず売らなければならぬということだと思ふんです。保留地がなかなか売れないということが問題あるんだと思いますけれども、その売るための手助け、売れるための手助け。例えば買った人に寒河江市がそれなりの補助をすとか、いろいろなことが考えられると思ふんですけれども、やっぱり損失補償という考え方の前にやるべき手だてがあるのではないかと、いうことを思いますけれども、その件について市長の考えを伺いたいと思います。

それから、道路特定財源についてですけども、道路、これからつくる山岸下釜線とかいろいろなところに補助金として入ってくるということが大きいのかと思いますけれども、それでも、この財源がないと予算が立てられないというようなことを言っているところもありますけれども、そういう状態なのかどうか。

あと、道路特定財源というのが道路以外、そういうものにも使われているのかどうか伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 この前の施政方針でも申しあげましたように、木の下土地区画整理事業というものを大きく取り上げておるわけございまして、御案内のとおり、木の下事業はまちづくりの一環でございます。したがって、組合施行ではやっておりますけれども、市全体として取り組まなくてはならないところのまちづくりそのものだろうと、このように認識してこれまでも進めてきたわけでございます。

そういうわけで、組合が実施しているところの事業あるいは運営等々につきましては、市としましては大変な援助なり支援と、あるいは指導というものをやっておるわけございまして、そういう中で今回の損失補償というものを議会にお願いしておるわけでございます。

組合自体といたしましても、事業の執行につきましては万全の、そして役員初め組合が総力を挙げて取り組んでおるわけでございますので、議員がおっしゃるように、万が一というようなことをおっしゃいましたけれども、万が一というのはどこにでも何でもないわけではないと思っておりますけれども、保留地処分等々につきましても十分なPRなり、あるいはそれなりの手だてをもって取り組んでおるわけでございますので、市といたしましても協力を申しあげておるわけでございます。

非常に金融機関から、先ほど担当から話しましたように、もしものことがあった場合には金融機関も非常に苦しい立場にあるから、何とか市でも損失補償という一札を了解してくださいと、こういうお願いが来ておるわけでございますので、先ほど申しあげましたように市の大事業として、市のまちづくりとしてやっておるわけでございますので、今回提案申しあげておるわけございまして、市と一体となってこの事業を成功させるように努力しなくてはならないと、このように組合の方にも常に申しあげておるところでございますし、市としてもそれなりの努力を傾注しているところでございます。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 道路特定財源の関係で、下釜山岸線などの補助金が来なくなった場合の対応ということでありますが、先ほど申しあげましたように、二つの路線で1億7,500万円余りの補助金、55%ですが、その金額を予定していますので、もしそれが来なくなるとなれば一般財源で対応するということはかなり難しいことかなというふうに思っております。

それから、特定財源をそれ以外の道路以外に使われているかということですが、寒河江市では市道整備、それから側溝、舗装、そのほか除雪、そういったものをやっておりますので、先ほど申しあげました特定財源以上に使われているというふうに思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 木の下損失補償についてですけれども、やっぱり寒河江市の大きな事業だからそれを支援していかなければいけないというふうな市長のお考えはよくわかりますけれども、それでも、今後またこのような事態になった場合に、ほかの事業なんかですね、組合とか、そういう民間の団体でそういう事業を行って損失補償というようなことが起こった場合に、今回そういう前例をつくってしまえば、また次々にそういうことが起こり得るのではないかと思うわけです。

こういうことについては、やはり市民の税金で行っているわけですから、それはやっぱり慎重に行

うべきではないかということをお願いしておきたいと思います。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 光ファイバーの件でお伺いしたいと思います。

国は、さきにe-Japanということでインターネットをかなり全国的に網羅するような制度を戦略的に設けましたけれども、広域が、余り広い市町村にはそれが反映されていないのが今の実態です。ところが、この寒河江市でも部分的に、相当部分的にですけれども、非常に網羅されていないので何とかということを要望されております。この光ファイバーの加入者系のケーブル整備はどのような今進行状況なのか、1点伺いたいと思います。

情報ボックスなどは、事業者系のボックスは相当網羅されております。田代幸生まで網羅されておりますけれども、加入者系が非常に寒河江市全体でもおけているので、その実態、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、民生費の関係でありますけれども、今保育所の通園バスに関してなんですけれども、非常に耐用年数をはるかに超えているような、平成元年あたりに購入した車両が今現在走っております。そういうことでその走行距離なども見ますと、最高で20万キロを超えるようなそういう実態もあります。今回、特に、19年度末というか2月あたりに、この保育所の通園バスにかかわるいろいろな今後のあり方について、具体的に保護者に説明を行った経過がありますけれども、これらの具体的な今後の取り組み、あるいは車両の更新、具体的にどうなるのかお伺いしたいと思います。

それから、もう1点、農業政策ですけれども、今回佐藤市長の市政運営の中で、非常に中核農家で大分頑張っているのを観光と農業振興を前面にアピールしてきた1年だったという表現になっておりますけれども、実際その効果が今農家には見えていない状況であります。

そして、特に昨年度は、さくらんぼとか米の品質なんかは相当向上してよかったんですけれども、ことし新しいブランド化に向けてつるり芋の里芋の新ブランド化なども検討されているようでもありますけれども、昨年は非常に大豆は品質も悪くて非常に問題があったし、あと米価などもかなり価格が引き下がって、非常に農家は大変な状況になってきております。

そうした中で、今の寒河江市の農林水産の事業費が2億6,000万円ぐらいで、この数字というのは30年前ぐらいの数字なんです。ですから、この中で、この数字の中で新たな振興策がほとんど網羅されていない今の実態であります。今回は特に、紅秀峰に対して雨よけテントの補助なんかは対策とりましたけれども、そのほかは国や県の制度を活用しての事業だけにとどまっております。

今農業政策が非常に大きな問題になっている中で、意欲が出るような新たな政策というのが展開されていないんですけれども、これらのことについて、市長はどのように考えているのか伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 光ファイバーの加入者系の寒河江市におけるサービスを受けられる地域、どのようになっているかというふうなことかと思っておりますけれども、お聞きしますと、西部地域の方がまだ光ファイバーの恩恵を受けることができない地域というふうなことになっておるようでございます。

過去にでございますけれども、光ファイバーの前身であるADSLが敷設された、いわゆる通信網として出てきたときでございますけれども、そのときもある一定の地域についてはその恩恵を受けられないというようなことがあったんですけれども、地域の要望を通信業者の方につなぎまして実現し

たというふうなことがあります。

今回の光ファイバーについても、私どもにおいでになるNTTですね、そちらの方々の方には寒河江市の方の今の通信可能なエリアの拡大に向けては、折に触れてお願いをしておるところでございます。

それから、西村山総合開発推進委員会の西村山全体の要望といたしましても、この光ファイバーは基本的なインフラというようなことになっておりますので、西郡のほかの町からも、国道とか県道とかそういう幹線道路には国、県の方で主体的になって光ファイバー網を敷設してくださいよというふうな要望を、19年度の総合開発の要望としても挙げております。これらについても今後継続をして関係機関、関係団体、会社の方には要望してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 農業は、寒河江市におきましても主要産業の一つでございますから、その振興を図るということは当然でございます。そういう中で、20年度の予算にもそれなりの対応はしておるつもりでございます。

また、予算額が余り伸びないのでないかというふうなお話でございますけれども、農業におきましても投資的な経費というふうなものが、基盤整備というのがあるわけでございます。そういうものが少なくなれば比率としては下がってくるだろうと、このように思っております。

農業をやる方、特に専業として取り組まれている方の意欲を十分に発揮されるような形での農業というものがやはりやられるように、そしてまた、それが寒河江市の産業全体を引き上げる、あるいは観光農業等も含めてそういう引き上げるということもしなくちゃなりませんし、寒河江を県内外にアピールするという意味も必要だろうと、このように思っております。

そういう意味におきまして、一つの例として、先端的な事業のイベントなりとして取り上げたのが紅秀峰なり、あるいはつるり芋でございますけれども、農作物は自然とそれから技術ということとの関係が、非常に私はあると思っております。ですから技術、自然に負けないような技術というものを開発していかなくちゃなりませんし、天候に左右されないところの技術を開発していかなくちゃならないと、このように思っております。それにおきましては、関係団体と密接に連携をしながら技術の開発、そして自然に左右されないような農業というものを確立していかなくちゃならないと、このように思っております。

それから、御案内のように農業はかなり、かなりじゃなくて、国の農業政策とのかかわりというのが非常に強うございまして、生産調整とそれから米価の低落と、こういうこともいろいろ取りざたされておるわけでございますが、ですけれども、国の政策に引きずり込まれて農業が衰退するというようなこと、あるいは伸びないというようなことのないようにしていかなくちゃならない。そういう意味での寒河江市独自の農業政策というものも考えてまいらなくちゃならないと、このように思っております。そういう意味でのいろいろな施策をとっておるというように御理解いただければと思っております。

農家の方におきましては、どうも国の農業政策が非常に変転極まりないと、簡単に言えばころころ変わると、それで追いついていけないと、こういうような声があるわけでございますが、寒河江市としましては、国の政策もさることながら市独自の政策というものをとりながら、そして農業に励む方

が十分収入も得られて、そしてまたそれが観光初め、あるいは農業全体の底上げにプラスになるようにと、このように願っての施策をとっておるところでございますので、よろしくお願い申しあげたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 保育所の通園バスについての御質問にお答えいたします。

御案内のように保育所の通園バスにつきましては、一番先にしばはし保育所に52年開所以来、各保育所が開所した時点で地元からの寄附で通園バスを運行してきた歴史がございます。その後は、更新時は市が市のバスとして購入して対応してまいりました。ただいまありましたように、走行距離を見ますと、5台あるバスのうちかなりの距離を走っている車もございます。ただ、大事に丁寧に活用してきたこともありまして、それぞれ定期点検等、運行に支障ないよう、安全性を確保しながら運行しているというような実態でございます。

ただ、途中、延長保育やら、また利用者の子供の数の減少などもありまして、運行に関しては地元の運行委員会に委託して運行しておりますが、それに対して市からの補助金を補てんしながら運行をしているというような状態でございます。

そんなことで、近々運行委員会といろいろな意味で今後の通園バス等のことについて話し合いをしながら、一つは朝夕の通園バスの役割というのもございますし、また、各保育所の園外保育時での活用ということもございます。そんな意味で5台の保育所の通園バスがございますが、それを今後どのような形で管理しながら、どのような形で利用していくということも含めて、十分検討する機関をまず持ちながら、今後のこととして考えていきたいというふうに思っているところです。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 インターネットの光ファイバーの整備が、非常に西部地区おけているというような実態でありますけれども、住民から相当作動するのに遅いというので、地域格差が余りにも大きいということで、ぜひこれ国や県、そして事業者に対して強く改善を促進するように求めていただきたいと思っております。

それから、農業振興策ですけれども、ある程度農産物をPRとか、あるいは販売に全力尽くすというのは建前でしょうけれども、具体的に、実態として今なかなか国の制度が、市長も言うとおりの制度が変わって、農家もどういう方向性を持ってやっていけばいいのか非常に問題視しているところがあります。

特に米の場合、昨年度は非常に米が、米価が下がったことによってそのショックもありまして、非常に先行きが、見通しが立たない今の実態であります。

ただ、今回3月までに締め切って、転作に対しての特別な緊急対策事業を展開しましたけれども、この事業に対して加入する農家も非常に今少ないんですね。これやっぱり10アール5万円と言いますけれども、5年間いろいろ事業受けることによって拘束される、そういう問題もはらんでいて、なかなかそういうところにも入っていけない。そして転作するにやはり作付する、奨励できるような具体的なものを寒河江市としてある程度展開していかなければ、やっぱり転作もできない実態です。それによって耕作放棄地なども非常に大きくなっておりますので、この辺の対策をやっぱり具体的に進めていただきたいと思っております。

あともう1点、きのうの新聞にもありましたけれども、東北農政局が出した「米の作りすぎはもっ

たくない」という、こういうポスター掲示するよというこで、各市町村、農協あたりに出してきておりますけれども、これについて佐藤市長はどのように考えているのか、伺いたいと思います。

それと、スクールバスの関係ですけれども、具体的に地域にいろいろな今後の検討策を投げかけましたけれども、どのように具体的にすればいいのか全然見えないというような話なんですね、説明を受けましたけれども。だから具体的に、バスを購入して、じゃこれからこういう形で運行してくださいとか、そういう目標がなくて、全部スクールバスの運行についてどうするのかとか、どうしてもらいたいのか何だかというのは全然話が通じないというような保護者会からの話であります。

ですから、20年にかけてその検討策は審議される内容でありますけれども、具体的に寒河江市としてこの通園バスをどのような形で購入し、どのような形で運行を希望しているのか伺いたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 米づくりを何かもったいない、つくることが、極端な表現で言えば悪いことだというようなイメージを与えるような広告というか、チラシを配布することを国の方では考えたようでございますけれども、どうもそのチラシについては私もちょっとクエスチョンを持って考えた対応をしなくちゃならないかなと、こう思っております。

結論から申しあげれば、私が会長になっておるところの農業推進協議会というのがあるわけですが、それには農協を初め各種団体の方々が入っておるわけですが、私としましては、その推進協議会の会長といたしましては、このチラシは協議会として配布したくない、配布しないと、こういう考えで臨みたいと、このように思っております。

はっきり言って、一生懸命に米づくりに励んで、結果として非常に米価が低落している。そして一方では、うまい米をつくれと、こういうふうにいきながら、生産調整が進まないのは農家のせいだみたいなことを言われて、それでは農家も全く心情的に非常におもしろくないといいますが、苦しい立場に置かれるようになっておると、このように思っております。

そういう中で、そういうチラシをどうのこうのと国が考えたようでございますけれども、そういう表現の仕方というのは私はどうも、農家の受け取り方として、私としても受け取り方として好ましくないと、こう思いますので、そういう扱い方に私はしていきたいと、このように思っております。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 保育所の通園バスのことですが、先ほどお答えしましたように、これまで運行してきた長い歴史を踏まえての今の形態があるわけでございます。

そんなことで、今年度当初からのあり方を急激な変化をもたらすということでは、なかなかこれまでの形態を一気に崩すこととなりますので、先ほど言いましたように、まずは保育所で5台今保有しているわけですけれども、その朝夕の送迎にかかわる通園バスの活用、それから、さらには保育所ごと、園外保育での活用などもあるわけです。七つの保育所のうちに五つの保育所に通園バスがあるわけですので、全体としてどのような管理のあり方、それから有効利用のあり方がいいのか、それを踏まえてこの1年かけてぜひ検討して、地元の各運行委員会とも協議を重ねて検討してまいるのが今の考え方でございます。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 では、このポスターはやっぱり東北農政局ですか、これらに返還するような形を求め

ていただきたいと思います。

それと、なんか今の通園バスの関係ですけれども、運行に関してはこれまでどおり通園のほかに、あるいは園外保育だの、そういう形では使用してきたわけですけれども、実際これ、保護者の費用の負担とかそういうのはらんでいるのではないかと思いますけれども、そういうことではないんでしょうか。

あと、利用者率なんかも見ますと、地域によっては70%あるいは50%の保護者しか利用していない、そういう実態もありますけれども、そういうことで、いろいろな矛盾があることによって、運行バスを廃止するのではないかというような保護者もあります。そういう心配をしているのですから、もう少し具体的に中身がわかるように説明をお願いしたい。せっかくこういう懇談会して、何を目的にしているのか全然見えない。これまでの計画とほぼ変わらないような説明会をなぜしたのか、ちょっとわからないんですね。だから、その辺の苦情が保護者会からも出ておりますので、そこらを鮮明に見えるようお願いしたいんですけれども。

伊藤忠男議長 議第11号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第12号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第13号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第14号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第15号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第16号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第17号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第18号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第19号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第20号に対する質疑はありませんか。那須議員。

那須 稔議員 水道事業会計について、1点お聞きをしたいと思います。

水道事業会計の中で有収率についてお聞きをしたいと思います。

有収率については、ここ数年、十年来80%から82%、18年の決算を見ても82.6というようにそれほど高くない傾向にあるわけでありましてけれども、その辺有収率、四拡の方でもこれ有収率の向上ということで取り組みをしていらっしゃるわけでありまして、現在のところ有収率、どのくらいの目標になっているのか、1点お聞きをしたいと思います。

それから、この有収率の向上についてどのような手だてを、考えをされているのか。四拡の方でも、

例えば鋳鉄管の入れ替えとか、あるいはビニール管の入れ替え等々をしながらその有収率の向上に向けて取り組んでおられますけれども、今回のこの予算の中でどれほどこの辺の取り替えを考えているのかお聞きをしたいと思います。

それと、地震といいますか、日本は地震の国でありますけれども、その辺水道はライフラインということで、地震があった場合に当然水道がとめられるということもあるわけでありまして、その辺の地震対策、配水管についての地震対策、どういうふうにされているのか。

3点、お聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 水道事業所長。

荒川貴久水道事業所長 それでは、お答えいたします。

まず、第1点目の有収率についてでございますけれども、目標としている有収率は、第四次拡張事業で完了年度目標が87%を目標にしております。また、18年度決算では82.6%ということで、四拡の年次別の計画からしますと1.3ポイントまだ下回っておりますので、この第四次拡張事業の計画をクリアするように努力をしてみたいと、こういうふうに考えております。

あと、有収率の向上対策についてでございますけれども、まずは漏水箇所の調査、これまでも実施してきていましたが、漏水調査を継続してやっていきたいと思っております。地表面にあらわれる漏水はわかるんですけども、地下浸透している部分も大分あるようでございますので、この漏水調査を継続して行って、発見をし、そして修繕をしていきたいと、こういうふうに思っておりますし、また、漏水箇所が多発している場所などを優先にしまして老朽管の更新を進めていきたいと、こういうふうに思っております。

まだまだ寒河江市の方にはビニールパイプがございまして、全体の延長の35%ほどビニールパイプが埋設されております。これらのいわゆる布設替え、これらが有収率を向上させるのではというふうに思っております。

あと、水道管のいわゆる本管の耐震の取り組みでございますけれども、第四次拡張事業の着手と同時に配水管の口径150ミリ以上については離脱防止、いわゆる抜けにくい管を使用してきました。しかし、その後、頻発する地震に備えるために150ミリ以下についても、平成19年度から全面採用して布設、布設替えを実施している状況にあります。以上でございます。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 有収率につきましては、四拡の最終年度、平成26年になるかと思っておりますけれども87%を目指すということで、現在についても1.3ポイントほど低下をしているというような説明がありました。

そして、これは先ほども所長からありましたけれども、有収率向上のためには漏水調査、これが一番早い手当てだと思うんですが、なかなか上がらないという原因は、その漏水調査と、それから、効率よいビニール管とそれから鋳鉄管の入れ替えの更新が思うようにいっていないということに原因があるのではないかと考えております。

ですから、そういう意味では、漏水管の調査についても、たしか石綿管調査の際にも各市内5ブロックに分けてその漏水調査をきちっとやりながら、その漏水調査の多いところから石綿管の更新などをやったということもありますから、その辺、四拡の中でも有収率を上げるためにはその辺のところをきちっと計画を立ててやるべきではないかということを考えております。

それともう1点は、ビニール管の入っている地域についても、当然ビニール管というのは漏水の第一原因になりますから、その辺のところ、先ほどあったように30%というような、まだまだこれから更新をしなければならない地域もあるので、その辺を計画を立てながらやるということが1点あるのかと思いますけれども、その辺、どういうふうに考えているのかお聞きをしたいと思います。

伊藤忠男議長 水道事業所長。

荒川貴久水道事業所長 まず、漏水調査の計画でございますが、議員がおっしゃられましたように、毎年水系ごとに漏水調査を進めております。そういった計画をもって漏水調査を進めておりまして、あと更新計画につきましては、やはり先ほど申しあげましたけれども、漏水が多い箇所から優先し入れ替えをしております。

また、その有収率が低下している原因がビニールパイプにあるのではないかというようなお話もございました。私どもの事務所の方でもいろいろ考えますと、やはりビニール管、昭和40年から50年代の拡張時に入れましたビニール管ですけれども、ビニール管は耐食性にすぐれておりまして、軽量で接合も容易だという反面、衝撃や熱に弱く破損しやすい欠点がございます。こういったことから、できる限りビニール管をとにかく布設替えしていこうではないかというようなことで取り組んでいるような状況にあります。

本市内には約300キロの水道の本管が埋設されております。耐用年数からしますと、1年間に5キロないし6キロぐらいの入れ替え工事などを進めていきたいと、こういうふうに考えております。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 特に、やはり有収率を上げるためには、先ほどあったようにビニール管の更新とそれから漏水管の調査、これは本当に大事な点になるかと思っておりますので、その辺は効率よくやっていただきたいと思っておりますけれども、特に、今のところ水道系については非常に良好だというような方向でありますけれども、その漏水、やっぱり87%というような目標があるわけですから、それを効率よくやるためにも常に計画性を持って取り組んでいただきたいということを要望して終わりたいと思いません。

伊藤忠男議長 議第21号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 2点お尋ねします。

私も今まで格別問題意識を持っていなかったんですが、今回のこの条文を見て、「寒河江市長」という表現がされています。それで、地方自治法では、139条で知事及び市町村長ということで、都道府県に知事を置く、2項として市町村に市町村長を置くというふうになっているんですね。したがって、市の長は市長という形でなっているというふうに思うんです。そうしたときに、「寒河江市市長」というのが適切なのではないか。

特に今回、副市長の場合などは明確に「寒河江市副市長」というふうになっています。県なども山形県の知事というふうに、県の長は知事、市町村の長は、村であれば村長、町であれば町長、市であれば市長というのが長の肩書だというふうに思うんです。そういうふうなことからすれば、「寒河江市市長」というのが自治法上正確ではないか。

ただ、これも、そうでないと「寒河江市長」になるんですね。寒河江市の中には寒河江という地域もあります。したがって、この辺について、法令上そうでないというふうに何か別なことがあるのか

どうかもわかりませんが、ちょっと疑問になったので、よそではさまざまな文書にはそういうふうになっているところもありますので、ぜひそのことについての、これでいいんだというふうになっているのか、あるいは、もしあれであれば検討していただいて、今後整理をしていただきたいというふうに思ったことが一つです。したがって、今回いろいろなものにすべてかかわってくるわけでありまして、ちょっと疑問に思ったので、お尋ねをしたいと思います。

それから、今回改正されますけれども、それでこれまでというよりも、去年の4月の市会議員の選挙の際、選挙管理委員会で公費負担の手引きというものがつくられまして、そしてその中で、「選挙運動用自動車使用に関する契約書」のサンプルなどが示されました。

ところが、選挙ですから必ずしも1週間戦うというふうなことではない場合もあります。無競争の場合には1日で終わりという、今の選挙制度上、公職選挙法上、なります。そうしたときにあのサンプルの契約だけだということ、金額1日掛ける日数というふうになっていますので、後で、これは候補者と業者というか、そこで契約をする。そして、それを今度市の方に届け出して、市に業者の方から請求するというふうになるわけですが、やはりトラブルを避けるという意味からも、手引きの中にはそういうふうな点での、1日で終わった場合のことをも想定した事項なども盛り込んでくださる内容にしてくれた方が、サンプルとしていいのではないかと、適切ではないかというふうに思いましたので、この辺についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、2点お尋ねします。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長 それでは、お答え申し上げます。

初めに、いわゆる名称の問題ですが、正確には把握しておりませんが、やはり行政組織と組織の職名とをあらわす場合、文字が重なるときは重なる文字を省略して簡潔に表現するという慣習と申しますか、そういうものがあります。

特に、市町村の制度についてはもう明治時代といえますが、かなりの長い年月が経過しておりますので、そういう時代からそういうものが定着しておりますと、後で法律ができたような場合には、そういう固有名詞的なものがもう定着している場合にはそれを尊重するような形の法律の使い方をする場合が往々にあります。そういうことから、いわゆる正確な理由はわかりませんが、こういう慣習が定着して、市町村の場合には、例えば寒河江市長、河北町長というような形の表記になっていると考えられます。

それから、二つ目の公費負担の契約書の問題ですが、選挙の公費負担は、事業者が候補者と事業者の契約に基づき選挙管理委員会に請求をしまして、選挙管理委員会では条例で定められた限度内の額を支払う制度であります。それで候補者と事業者の契約については、これはもちろん民法上の契約になるわけでありまして、選挙管理委員会が当事者でないのだから基本的には関与ができません。というより、事前にやはり当事者同士がよくいろいろな事例を研究して、後でトラブルを起こさないような契約書の中身を見て契約を結ぶのが基本であると思います。

ただし、先ほどお話がありましたように、選挙管理委員会でも要らぬトラブル、思わぬトラブルを引き起こすようなものについては歓迎しないところでありますので、今後、契約書の見本、サンプル等をつくる際にはその点についても考慮しながら考えてやっていきたいと思っております。以上です。

伊藤忠男議長 議第22号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第23号に対する質疑はありませんか。柏倉議員。

柏倉信一議員 議第23号についてお伺いをします。

課制条例の第1条第2項、第2条第11項、すなわち会計課を削るというような議題になっているわけですが、その理由として、「会計管理者を設置することに伴い、その権限に属する事務を処理させる組織の設置について規則で定めることから」というふうになっておりますが、ここで言っているその会計管理者の権限というのは、具体的にどのようなものになるのか。

それから、その権限に属する事務を処理させる組織、その組織というのはどういったものを想定されているのか、2点について、まずお伺いします

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 それでは、お答えします。

権限でございますけれども、会計事務について、普通地方公共団体の会計事務をつかさどるといふふうなことでございまして、

その会計事務の例示も自治法の中にあるわけでございますけれども、一つには、現金の出納保管、小切手の振り出し、有価証券の出納保管、物品の出納保管、それから決算を調製し、普通地方公共団体の長に提出すること等々があります。これらが会計管理者の職務の権限に入ってくるわけでございます。

それから、組織でございますが、自治法の171条の5項によりまして、今おっしゃられましたとおり規則で定めるといふふうなことになりますので、寒河江市で言えば事務分掌規則ですね、そちらの方に定めるといふふうなことになります。

それで体制でございますが、会計管理者兼会計課長というふうになるかと思うんですが、その場合の会計課が組織というふうになってまいります。会計管理者の下には補助職員というふうなことで、出納員とその他の職員が置かれるというふうなことでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 さすがに総合政策課長、歯切れのいい答弁、あと本議会で聞けないかなと思うと非常に残念なわけですが、収入役さん初め代表監査委員、6名の方が勇退されるということで、できれば私みんなに質問したいんですけども、御迷惑でしょうから、代表してもう少し総合政策課長にお尋ねをしたいと思います。

さっき、今の課長の答弁にもあったわけですが、課制条例の第1条の第2項というのは、地方自治法の規定に基づき、会計課に関する条例を定めてあるというような条項になっています。そして今の総合政策課長の答弁からいけば、これは会計管理者というのは収入役にかわる部分の仕事も当然かかわってくる。そしてまた、それを特別職ではなくて一般職として対応していかなきゃいけない。いろいろな意味で、非常に重要な案件かなというふう思うわけです。

そういったことを考えますと、規則で定めるといよりは条例で定めるべきではないのかな、手続上問題あるとは思いません。思いますが、物事の趣旨からいくと条例ということはお考えにならなかったのかなということが、第1点。

それから、規則ということは、我々議会には当然議会の承認を得なくていいという形になるわけですから、もうこれは4月1日から実施するといふふうになっているわけなので、規則というものは

もう既に原案としてでき上がっているのかどうか。また、でき上がっていないんだとすれば、いつごろまでにその規則をおつくりになるつもりなのか。

もう1点は、これは要望という格好にしかならないと思いますけれども、今前段で申しあげたとおり、我々議会の承認を得る必要がないのが規則なわけですが、この件に関しては非常に重要な部分、今後の財政等々を議論する上で非常に重要な部分になるかというふうに思いますので、ぜひその規則というものを我々議会の方にもお示しをいただきたい。

以上の点について、答弁をお願いします。

伊藤忠男議長 総合政策課長。

片桐久志総合政策課長 第1点の、条例を考えなかったのかというふうなことでございますけれども、この組織については、会計管理者の権限に属する事務を処理させるための組織については自治法で明記になってございますので、条例でなくて規則でというようなことを考えたところでございます。

それから、規則の案はでき上がっているのかというふうなことでございますが、そのほかにも市長の直近の組織というふうなものがあるわけでございますので、それらについては条例でとか、それからその他のものについては規則でというようなことがあるわけでございますが、今会計課だけでなく、会計課以外の部署についても事務分掌等の見直しについて、今御検討いただいているところでございますので、すべて案が整っているわけではございません。

それから、いつまでというふうなことでございますが、4月1日からは新年度に入るわけでございますので、3月中には、3月の二十五、六日くらいまでは何とか決裁をとりまして規則をつくり上げたいというふうに思っております。

それから、規則のでき上がったものについては議会の方にもというようなことがありますので、これについては、十分そのように対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第24号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第25号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第26号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第27号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第28号に対するは質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 寒河江市のまちづくり寄附条例の制定でありますけれども、寄附者が税の優遇受けられることになるわけでありまして、そのメリットというか、どういう内容になるのかお聞かせ

をいただきたいというのが一つです。

それから、二つ目、市民の方ともいろいろ相談してきました。意見も聞いてきました。善意の自主的な寄附は非常に歓迎すべきことなんだべというふうなことですけれども、この寄附によって行政の自立性が歪められるようなことないようにだけ注意しなきゃいけないべというふうなことで、どういうふうなことやと。これ、この寄附が呼び水になって、事業というか、大きく引っ張っていくとかというふうなこととか、あるいは地域の事業を進めるために寄附するべということで税外負担、いわゆる割り当て寄附みたいな形でなるようなこと、もちろん個人の善意の寄附はいいんだけど、そういうふうなことがないようにどういうふうな注意、配慮するのかわかり確認してほしいというふうなことがありましたので、お尋ねをしておきます。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 まず、寄附者のメリットといたしますか、そういうことだと思いますが、この制度そのものは平成20年の地方税制改正、その中で寄附金税制の改正が予定されておりまして、そのための受け皿という形で制定するわけですけれども、寄附者のメリットとしましては、今までは寄附金については所得控除方式であったんですが、この制度、受ける方でのこういう条例制定をしておきますと所得控除方式でなく税額控除方式、そういうことになりますので、寄附者にとっても大変なメリットがあるんじゃないかというふうに思っております。

それから、制定による効果といたしますか、それについては寄附者が期待する施策への意向を反映していこうということでありまして、それが原因で、呼び水として町の活性化が図られればということは期待できますけれども、そちらの方に引っ張られるというようなことにはならないんじゃないかというふうに思っております。

それから、こういう制度があることによってまちづくりに対する市民の意識の向上といたしますか、どこに寄附するか、よその町にするか、あるいは寒河江市に寄附していただいても結構なわけですので、まちづくりに対する意識の向上などが図られるんじゃないかというふうに思っております。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 今のことに関連してなんですけれども、何かこの基金をもとにして事業をしていくというふうになりますと、相当なお金が集まらなければできないのではないかとこのように思いますけれども、この寄附をどれくらい見込んでいらっしゃるのか。

そしてまた、この寄附を、善意の寄附として自主的に寄附をしてもらうだけということなのか、それともこういうことを募っていくのかというふうなことでお尋ねをしたいと思います。

伊藤忠男議長 財務室長。

秋場 元総合政策課財務室長 寄附については、あくまでも自主的なものというふうに考えておりません。

予算的には、例年同様、寄附金については30万円しか見ておりませんが、実際こういう制度ができてどれくらいの寄附者がおられて、どれくらいの寄附金が集まるのかというのはちょっと想定できなかったものですから、例年どおりの30万円を予定しております。

あと、その事業によっては少ない金額でも事業できる場合もありますし、あるいは市で予定している事業にその寄附者の意向ということで、その分をかさ上げするといったこともあるかと思っております。

伊藤忠男議長 議第29号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第30号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第31号に対する質疑はありませんか。松田議員。

松田 孝議員 今回の国保の条例改正の件なんですけれども、後期高齢者の制度に葬祭費を合わせていくと言いますけれども、国保は非常に高い負担で保険料が高くて非常に大変な状況の中で、最後までこうして負担をふやすということになるわけです、この引き下げは。

実際ひつぎ代ぐらいの単価になっていると思うんですけれども、今、実際ひつぎを購入しますと大体10万から200万円を超えるものもあります。ただ、紙のひつぎでさえ今7万5千円ぐらいするんですよ。そういう状況の中で、引き下げしてこういう取り組みをするのは、本来ならばもう少し高い方の水準に合わせる、それをやっぱり実施してもらおう今時期ではないかと思えますけれども、この引き下げについて具体的に検討する余地があるのか。

そして、この後期医療制度が今5万円になっていますけれども、これに対して新たに国保会計からとか市の負担で2万円を補てんする、そういう形にすることによってペナルティーとかなんかあるのかどうかお伺いしたいと思います。

伊藤忠男議長 健康福祉課長。

斎藤健一健康福祉課長 お答えいたします。

まず、葬祭費のことです。葬祭費については、さきに健康保険法の改正時に、ほかの社会保険等につきましても健康保険法施行令に規定する葬祭料として5万円というようなことで位置づけられていたところでございます。そのときにはあわせて出産費の改正もございまして、寒河江市ではそれにあわせて、出産費は30万円から35万円にその時点で改正したと。ただ、大幅な医療制度の改正が20年にあるということで、それまで葬祭費については7万円のままで据え置きをしてきた経緯でございます。

ただ、このたびは新たに20年から後期高齢者の医療制度が発足するというので、その動向を見ていたわけなんですけれども、そちらも5万円というふうに規定してございます。

あと、県内、1町を除きましてほとんどの市が同じようにこの制度にあわせて5万円で改定を予定しているということでございますので、寒河江市におきましても、先ごろ開催いたしました国保の運営審議会でも協議をいただいて、このたびの条例改正の提案というふうになった次第でございます。

あと、先ほど後期高齢に出資しても割り増しの分にペナルティーあるかどうかでございますが、実際広域連合は、35市町村連合体で運営してございますので、単独市町村がそのような動きというものもまた考えにくいのかなというふうに思っております。ペナルティー等については別に確認してございません。

伊藤忠男議長 松田議員。

松田 孝議員 やはり今後期高齢者の葬祭費が5万円ということでありまして、これに今の国保が7万円ということで、その2万円を負担している市町村もあります。さっき言いましたけれども庄内町なんですけれども、具体的にやっぱりこういう対策をとっている自治体もあります。ですから、そのことも含めてやっぱり条例を修正お願いできないかと思えますけれども。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 後期高齢者と国民健康保険との差があるわけでございますし、また、他市町等との絡みもございます。そういうわけで提案申し上げておるわけでございます。

亡くなったときの扱いを、やっぱり統一するというのがやっぱり順当な考えといたしますか、普通的な考え方になるだろうと、このように思っております。これまでは独自の施策としてやっておったわけでございますけれども、諸制度とのかかわり合い、そして他市町とのにらみ合いを考慮して今のようにしたわけでございますので、これを修正するという考えはございません。

伊藤忠男議長 議第32号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第33号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第34号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第35号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第36号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第37号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第38号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第39号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第1号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第 2、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 3 号及び議第 10 号から議第 20 号までの 12 案件については、議長を除く 17 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号及び議第 10 号から議第 20 号までの 12 案件については、議長を除く 17 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第 3、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 21 号、議第 22 号、 議第 23 号、議第 24 号、 議第 25 号、議第 26 号、 議第 27 号、議第 28 号、 議第 36 号、議第 37 号、 議第 38 号
厚生経済委員会	議第 8 号、議第 30 号、 議第 31 号、議第 32 号、 議第 34 号、議第 35 号
建設文教委員会	議第 4 号、議第 9 号、 議第 29 号、議第 33 号、 議第 39 号、請願第 1 号
予算特別委員会	議第 3 号、議第 10 号、 議第 11 号、議第 12 号、 議第 13 号、議第 14 号、 議第 15 号、議第 16 号、 議第 17 号、議第 18 号、 議第 19 号、議第 20 号

散 会 午前 11 時 24 分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。